No.46-19

2020年5月1日

安全衛生委員会　　　中山　孝

ホーメックスおよびホーメックスグループ

全従業員 各位

新型コロナウイルスの感染に関する対応方法について

これまで新型コロナウイルスの感染に関し、対応方法を都度社達として展開してまいりましたが、

改めて以下にまとめさせて頂きました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 本人 | 同居家族 |
| 感染 | 医師の許可が下りるまでの間は入院し、その期間は出勤停止とします。 | ご家族は入院、及び隔離。従業員本人は医師の許可が下りるまでの間、出勤停止とし、期間の日数は医師の指示によるものとします。 |
| 濃厚接触 | 濃厚接触となった場合は出勤停止とし、出勤停止日数は体調（発熱・倦怠感等）を見ながら判断します。また、出勤停止期間中に37.5度以上の熱が４日以上続く、倦怠感や呼吸困難等の感染が疑われる症状が出た場合は居住地の「帰国者・接触者相談センター」へ相談して下さい。 | 濃厚接触＝感染でない事から、自宅で健康観察を実施。健康観察期間は、ご家族が濃厚接触した日から数えて14日間。その間は自宅待機とします。この期間に37.5度以上の発熱や風邪の症状、また呼吸困難となった場合は、直ぐに居住地の「帰国者・接触者相談センター」へ相談して下さい。また出来る限りご家族と離れて過ごし、トイレやお風呂など、共有部分を使った後は、家族全員がきちんと手洗いをして下さい。手拭き用のタオルは共有せず、各自のものを使ってください。 |
| 発熱 | 37.0度以上の発熱で健康状態に問題がない場合は、ご自身の体調を踏まえて出勤可否の判断をお願いします。もし倦怠感や呼吸困難の症状、また37.5度以上の発熱が続く場合は速やかに居住地の「帰国者・接触者相談センター」へ相談して下さい。発熱による休暇からの復帰は、体温が37.0未満となった翌日から3日間連続で37.0未満を継続経過したのちに復帰とします。 | ご家族が37.0度以上の発熱があるものの、体調に問題がない場合は出社しても構いません。但し、倦怠感や呼吸困難等の症状、また37.5度以上の発熱４日以上が続く場合は、速やかに居住地の「帰国者・接触者相談センター」へ相談して頂くと共に、ご家族に感染の疑いがある事から、出勤は自粛頂き、「帰国者・接触者相談センター」へ相談願います。 |

**※上記、いずれの場合に於いても、速やかに上司へ報告し、また安全衛生委員会の中山まで情報展開をお願い致します。**

安全衛生委員会　中山　　新型コロナウイルス専用電話　０８０―３６８４―４６９５

以上